

27 工女のための夜学設置

明治42年(1909)

十分な教育を受けずに就業した工女が多いため、県は明治10年に「工女余暇学校規則」を定めて、経営者に工女教育の開設(多くは夜学)を勧めました。進化する生産現場では工女の基礎教育は重要となり、明治42年の桐生燃糸株式会社では、毎日午後7時から午後9時まで修身、国語、算術などの授業が行われました。

群馬県行政文書「雑事」(A0181AOM13473-3)

群馬県 日君 月
職工訓育ニ関スル方法
模範工場 桐生燃糸株式会社
夜学
一目的 日常必須ナル諸科目ヲ授ケ道德的品性ヲ涵養スルニヤリ
二教科目 修身、国語(讀カテ綴カテ書ク)算術、唱歌、裁縫、刺繍
三教科程度 自ヨリ尋常小學校卒業ニ至ルモ其程度ニ至ラズ
四教授時間 毎日午後七時ヨリ九時マデ
但シ休日(正月)ハ刺繍ニ練習ヲサシム
五教師 小學校本科正教員免許状ヲ有スル者
姓名

小學校訓育ニ関スル方法
一定期講話 修身ニ関スル事項ヲ主眼トシ佛教、家老ヲ擔任シ毎月ニ一回(十者)同会ス
二臨時講話 当地小學校ノ講師又ハ未ダ知名ノ士ヲ聘シテ修身、家政、貯蓄、職業、衛生等ニ関スル事項ヲ主トシ毎月ニ一回若シクハ二回同會ス
其他隔日ニ一回當会社長講話ナリ
職工ノ射心安ヲ謀リ修ラ徳性ヲ涵養スルニツトム
娯樂ニ関スルモノ
群馬県 日君 月

849

群馬県 日君 月
定時トシテ春秋ニ季ニ運動會若クハ遠足旅行ヲサシメ臨時トシテハ年兩三回觀劇又ハ落語講話等ヲ聴カシム其他娯樂室ヲ設ケ是ニ蓄音器オルカレ等ヲ備ヘ心神ヲ慰ムルニ具ス供ス構内ニハ庭園ヲ設ケテ休憩時間ニハ可成屋外ノ遊歩ヲサシム而シテ是等ノ娯樂ハ職工ヲシテ作業上尤モ好果ヲ奏スルベシ